

和光市犯罪被害者等支援条例（案）

パブリック・コメントの結果報告

「和光市犯罪被害者等支援条例（案）」について、意見募集（パブリック・コメント）を実施した結果は下記のとおりです。

■ 対象案件 / 和光市犯罪被害者等支援条例（案）

■ 意見の提出期間 / 令和6年12月25日（水）～令和7年1月22日（水）

■ 提出された意見数 / 1者、1件

■ 提出された意見について

意見提出者は、和光市市民参加条例第10条第3項に規定する要件を満たさないため、提出された意見は取り扱わず、件数のみを公表するものとします。

※ 和光市市民参加条例第10条第3項では「意見を提出することができるもの」を定めており、次のとおりです。

- 1 市内に住所を有する者
- 2 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 3 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- 4 市内の学校に在学する者
- 5 市に対して納税義務を有するもの
- 6 パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

■ 問い合わせ

和光市危機管理室危機管理担当 電話048-424-9096（直通）